

意見書案提出書

新型コロナウイルス感染症対策に係る財源措置を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年10月14日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	藤代 ゆうや
同	亀井 たかつぐ
同	菅原 あきひと
同	須田 こうへい
同	山口 美津夫
同	武田 翔
同	石川 巧
同	栄居 学
同	さとう 知一
同	梅沢 裕之
同	竹内 英明
同	松崎 淳
同	近藤 大輔

新型コロナウイルス感染症対策に係る財源措置を求める意見書（案）

令和2年4月7日に発出された緊急事態宣言以降、再発出や度重なる延長などにより、地域経済には一年以上にわたり大きな影響が出ている。幅広い業種で経営環境が悪化しており、事業者を支援する取組が求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は減少しているものの、今後到来が予想される第6波に備えるためにも、感染拡大防止対策の継続や、医療提供体制の充実強化は引き続き必要になる。

そうした中、地方公共団体では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の不足や大規模施設等協力金に係る地方負担の引上げ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の使途の制限などにより、独自財源を確保せざるを得ず、その結果、財政調整基金の大幅な減少など、厳しい財政運営を余儀なくされている。

地方公共団体が行う新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国の責任において、必要な財源の全額を措置すべきである。

よって政府は、今後の地方公共団体における新型コロナウイルス感染症対策や、コロナ収束後を見据えた地域経済支援の充実強化に万全を期すため、次の対応を早急に進められるよう強く要望する。

- 1 地方創生臨時交付金については、地方が柔軟かつ迅速に、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を充実強化できるよう、昨年度措置されていた地方単独事業分を復活させること。
- 2 地方創生臨時交付金の配分については、感染拡大の影響が大きい都市部に優先されるべきであり、現在適用されている財政力による割り落としを見直し、感染状況やその影響の度合いに応じた配分方法に変更すること。
- 3 地方創生臨時交付金の繰越財源について、より機動的に対策を進める観点から、繰越設定時に指定した事業以外にも、その財源の活用を認めるなど、非常時に応じた柔軟な制度運用に変更すること。
- 4 緊急包括支援交付金について、現状ではコロナ対策であっても使途が制限されることがあるため、運用を見直し、地方公共団体の判断による柔軟な活用を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣

） 殿

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

出産育児一時金の増額を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年10月14日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	市川和広
同	赤野たかし
同	永田磨梨奈
同	上野たつや
同	川崎修平
同	佐藤けいすけ
同	佐々木ゆみこ
同	谷口かずふみ
同	高橋栄一郎
同	中村武人
同	しきだ博昭
同	牧島功
同	てらさき雄介

出産育児一時金の増額を求める意見書（案）

厚生労働省によると、令和元年度の出産費用の全国平均額は、正常分娩の場合は約46万円、室料差額などの費用を含む場合は約52万円となっている。本県の正常分娩にかかる平均的な費用は約56万円で、全国で2番目に高い費用となっており、出産費用は年々増加する傾向にある。

出産に要する経済的負担を軽減するための医療保険制度における出産育児一時金の支給額は現在42万円であるが、出産費用から出産育児一時金を差し引いた額は自己負担となっているため、経済的支援の強化による速やかな改善が望まれる。

これまで国は、出産育児一時金の支給額を段階的に拡充し、また、退院時に多額の費用を用意しなくても済むよう医療機関などへの直接支払制度を導入するなど、弾力的な改定を実施してきた。

一方、令和元年の出生数は、86万5,234人で、昭和23年以降、過去最少となり、少子化対策の一層の充実が求められている。安心して子どもを産み育てられる環境を整え、経済的負担により出産をためらうことのないよう、負担軽減策強化の取組は欠かせない。

よって政府は、出産に要する実勢価格を反映した出産育児一時金の増額を早期に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
（少子化対策）
こども政策担当大臣

） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

支援を必要とする大学生等が生活保護を受けることができるよう
制度運用の見直し等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和3年10月14日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	市川和広
同	赤野たかし
同	永田磨梨奈
同	上野たつや
同	川崎修平
同	佐藤けいすけ
同	佐々木ゆみこ
同	谷口かずふみ
同	高橋栄一郎
同	中村武人
同	しきだ博昭
同	牧島功
同	てらさき雄介

支援を必要とする大学生等が生活保護を受けることができるよう
制度運用の見直し等を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、自身で学費や生活費を賄う単身世帯の大学生等が困窮する事例が増加しており、文部科学省の「新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査」（令和3年3月末時点）において、令和2年度に大学を中途退学した理由は、経済的困窮が16.7%と多い割合となっている。

政府は、平成30年度から生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際の支援のため、大学等進学時の一時金を創設したほか、進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、その分の住宅扶助額を減額しない等の措置を講じている。

しかし、現在の生活保護制度では、大学生等は、生活保護世帯と同居しながら生活保護の対象から外れ、原則として生活保護を受給することができない。

さらに、大学生等自身が児童虐待の被害者でその環境から避難したことや、世帯主の死亡など、やむを得ない事由で単身世帯となった場合、生活に困窮しても、大学生等は生活保護を受給することができないため、修学の継続が困難となる。このような方に修学の機会を保障するためには、従来の支援に加え、生活保護の受給を可能とする抜本的な改善が必要である。

よって国会及び政府は、児童虐待の被害者などをはじめとするセーフティネットが必要な方の修学の機会を保障するため、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 やむを得ない事由で単身世帯となった大学生等が、修学を継続するために生活保護を受給できるよう運用を改善すること。
- 2 すべての大学生等が安心して修学できるよう、生活保護制度の柔軟な運用に加え、大学生等を支援する制度の拡充など、重層的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿							
参	議	院	議	長									
内	閣	総	理	大			臣						
総	務		大	臣									
財	務		大	臣									
文	部	科	学	大			臣						
厚	生	労	働	大			臣						
全	世	代	型	社			会	保	障	改	革	担	当

神奈川県議会議長

意見書案提出書

国内放送における手話通訳付与等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年10月14日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	市川和広
同	赤野たかし
同	永田磨梨奈
同	上野たつや
同	川崎修平
同	佐藤けいすけ
同	佐々木ゆみこ
同	谷口かずふみ
同	高橋栄一郎
同	中村武人
同	しきだ博昭
同	牧島功
同	てらさき雄介

国内放送における手話通訳付与等を求める意見書（案）

東京2020オリンピック競技大会の閉会式及び東京2020パラリンピック競技大会の開・閉会式において、手話放送が、共生社会をはぐくむ契機として実施された。

しかし、NHKのEテレの放送では手話放送が行われたものの、総合テレビでは行われなかったとの課題も指摘されており、今後の手話放送の在り方について、社会に大きな一石を投じることとなった。

総務省は、平成29年12月に「視聴覚障害者等向け放送に関する研究会」の報告書を取りまとめ、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を平成30年2月に策定した。

本指針では、字幕については、NHK及び地上系民放事業者に、「対象の放送番組の全てに字幕付与」という目標を設定しているものの、手話については、週平均15分以上という目標を設定しており、字幕と比較して低い目標となっている。

また、国立研究開発法人情報通信研究機構を通じて、字幕番組・解説番組及び手話番組の制作費の一部助成を実施しているが、令和2年度は、助成事業者118社のうち、在京キー5局のみで助成額のおおよそ3分の1を占めている状況である。

手話放送は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念、障害者の権利に関する条約の目的である「障害者の固有の尊厳の尊重の促進」、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が目指す「共生社会」の実現を図るために必要である。

よって政府は、聴覚障害者の情報アクセス機会の一層の確保を図るため、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 放送分野における情報アクセシビリティに関する指針において、手話通訳の付与の義務化を盛り込むこと。
- 2 国立研究開発法人情報通信研究機構が実施する制作費の助成について、ローカル局への助成率を拡大し、助成金額を増額できるよう、案分方法を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
共生社会担当大臣

） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

建設発生土の処分に係る法制化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年10月14日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	青山圭一
同	芥川薫
同	山本哲
同	山口貴裕
同	脇礼子
同	井坂新哉
同	加藤元弥
同	桐生秀昭
同	岸部都
同	北井宏昭
同	鈴木ひでし
同	森正明

建設発生土の処分に係る法制化を求める意見書（案）

本年7月の静岡県熱海市における大規模な土石流の原因として、静岡県は「違法かつ不適切な工法により形成された盛土の崩落が被害の甚大化につながった。」という推定結果と、土石流発生箇所付近での土砂による盛土等、土地改変行為の経緯について公表している。

不適切な処理が疑われている建設発生土の処分の問題は熱海市だけにとどまらず、全国で崩落事案が発生していることから、国は崩壊のリスクのある盛土が全国にどれくらいあるか把握するため、都道府県に対し総点検を求めた。

悪質な業者が建設工事で発生した建設発生土を他の地域に搬出し、山間部の谷地の埋立て、宅地の造成、投棄、放置などを行った結果、土砂の流出や崩壊だけでなく、自然生態系への影響、土壌汚染や地下水汚染などが懸念される事例も発生している。

通常こうした建設発生土は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の対象となる廃棄物ではないとされ、適用範囲は限定されている。現行法では建設発生土に伴う問題に十分対応することができないため、規制に関する条例を制定している自治体も少なくない。しかし、各自治体の条例は違反行為の規制に限界があり、また内容が統一されていないため、規制の弱い自治体に不適切な建設発生土が集まる状況が生じている。

豪雨が頻発化する中、不適切な建設発生土の処理による災害の懸念を払拭し、国民の生命、財産を守るため、国は一刻も早く新たな対策を講じるべきである。

よって国会及び政府は、甚大な土砂災害が繰り返し発生している状況を踏まえ、建設発生土の処分に係る法制化に着手されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
国土交通大臣		
環境大臣		
国土強靱化担当大臣		

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

新型コロナウイルス感染症まん延下における児童生徒の
うつ症状や不登校対策への支援を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和3年10月14日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	渡辺紀之
同	田中信次
同	永田てるじ
同	高橋延幸
同	ためや義隆
同	柳瀬吉助
同	大山奈々子
同	石川裕憲
同	斉藤たかみ
同	長田進治
同	藤井深介
同	杉山信雄
同	持田文男

新型コロナウイルス感染症まん延下における児童生徒のうつ症状や不登校対策への支援を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症まん延の影響で児童生徒のうつ症状や不登校の増加が懸念されている。

今年2月に国立成育医療研究センターが発表した「コロナ×こどもアンケート」第4回調査結果報告書によれば、新型コロナウイルス感染症まん延下においては小学4～6年生の15%、中学生の24%に中等度以上のうつ症状が見られた。

一方、文部科学省実施の「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、小中学校における不登校の児童生徒数は全国で約19万6千人であり、前年度からの増加は約1万5千人、神奈川県内の公立小中学校では約1万4千人、前年度からの増加は約120人となっている。文部科学省は調査結果について、新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、児童生徒の行動等に大きな影響を与えていると分析している。

児童生徒の不登校対策については、平成28年に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に基づき種々の対策が取られてきたところではあるが、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、不登校との関連も考えられうるうつ症状への対策を加味した、一層充実した取組を講じる必要がある。

よって国会及び政府は、次の事項について都道府県及び市町村に対する強力な支援を行うよう強く要望する。

- 1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など相談体制の充実を図ること。
- 2 教職員に対する情報提供及び研修の充実を図ること。
- 3 保護者への情報提供及び児童生徒等の学校内外における居場所づくりに関する支援体制の整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
教育再生担当大臣

） 殿

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

I R推進関連法の廃止を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年10月14日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	井坂新哉
同	君嶋ちか子
同	石田和子
同	大山奈々子

I R 推進関連法の廃止を求める意見書（案）

本年 8 月、横浜市長選挙においてカジノを含む統合型リゾートの誘致撤回を掲げた候補が当選し、横浜市は I R 誘致を撤回することとなった。また、横浜市長の宣言を受け、黒岩神奈川県知事も地元自治体の意向を尊重するとして、それに沿った形で適切に対応することを明らかにした。

カジノを含む統合型リゾートの誘致は、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するとの観点から 2016 年に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」、いわゆる I R 推進法と、2018 年に成立した「特定複合観光施設区域整備法」、いわゆる I R 実施法に基づいて進められている。しかし、法律制定当初から、刑法で禁止されている賭博を解禁することに対する反対とギャンブル等依存症の増加、治安の悪化などの懸念が多く出されている。

現在、大阪や長崎などが誘致に名乗りを上げており、政府は今後正式な候補地として最大 3 地域を決定することとなっている。しかし、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、名乗りを上げていた事業者が撤退するなど、I R 事業の成立も危ぶまれている。同時に、カジノ誘致に関わった所管の副大臣が、「収賄罪」と「証人買収罪」で実刑判決を受けた。贈収賄事件で現職国会議員として実刑判決を受けるのは 17 年ぶりの不祥事である。このようにカジノを含む統合型リゾートの誘致を取り巻く状況も変化をしている。

カジノは、ギャンブルに負けた人のお金が事業者の収入となることから、人の不幸の上に成り立つ事業である。そのような事業を推進すること自体問題であり、自治体の税收効果も不透明で、さらにギャンブル等依存症の増加、治安の悪化などの悪影響を考えると、カジノを含む統合型リゾートの推進はやめるべきである。

よって国会及び政府は、I R 推進関連法を速やかに廃止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		
国家公安委員会委員長		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

消費税におけるインボイス制度（適格請求書等保存方式）の
実施中止を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和3年10月14日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	井坂新哉
同	君嶋ちか子
同	石田和子
同	大山奈々子

消費税におけるインボイス制度（適格請求書等保存方式）
の実施中止を求める意見書（案）

2019年10月の消費税率10%への引き上げと複数税率の実施が、景気悪化と事務負担の増加を招き、その後の新型コロナウイルス感染症の広がりが日本経済と国民生活に深刻な打撃を与えている。

このような経済状況の中、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請の受付が開始された。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化した上に、更にインボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、すべての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

また、中小・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機として、複雑な納税事務を回避するために、売上げを免税点以下に抑制せざるを得なくなり、中小・小規模事業者の成長意欲の低下を招くことや、本来免税されるべき事業者が、課税事業者を選択せざるを得ず、納税負担増を強いられることなどで、中小・小規模事業者の廃業の増加を招き地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがある。

よって政府は、中小・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、2023年10月からの消費税におけるインボイス制度の実施を中止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣	}	殿
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

コロナ禍による米の需給緩和・米価下落への対策を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年10月14日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	井坂新哉
同	君嶋ちか子
同	石田和子
同	大山奈々子

コロナ禍による米の需給緩和・米価下落への対策を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う観光業や飲食店の営業自粛や事実上の休止により、国産米の需要は減少に歯止めがかからず過大な在庫が生じている。政府は米の過剰在庫の解決を専ら農家や生産者団体の自助努力に求め、昨年秋には6.7万ヘクタールという過去最大の減反拡大を打ち出した。しかし、その後も度々の緊急事態宣言の発出などで、米需要の減少は続いており、過剰在庫が大量に繰り越され、2021年産米の価格暴落が現実味をおびている。米価の暴落が起これば、小規模農家だけでなく、大規模経営の生産農家も米づくりから撤退することにつながりかねない。

全国知事会は6月、政府による米の備蓄米の買入数量を拡充することを提言している。また、全国の地方自治体から国会に寄せられた米価下落対策を求める意見書もかつてなく広がっている。政府は、地域の基幹産業である農業を守るため、米価の安定に責任を持つ必要がある。

よって政府は、コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るため、米価下落に歯止めをかけ、需給環境を改善するため、従来の政策的枠組みにとらわれない対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣	}	殿
総務大臣		
財務大臣		
農林水産大臣		

神奈川県議会議長